

令和7年8月農業委員会総会議事録

令和7年8月25日午後3時00分、令和7年8月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

出席委員 22名

1番	平井	秀樹	委員	3番	佐藤	修司	委員	4番	前田	優考	委員
5番	福士	章逸	委員	6番	金田	公隆	委員	7番	工藤	堅	委員
8番	対馬	雅之	委員	9番	藤田	善明	委員	10番	小林	政貴	委員
11番	木村	芳文	委員	12番	町田	高司	委員	13番	戸澤	幸彦	委員
14番	石岡	人志	委員	15番	田村	眞裕美	委員	16番	岩谷	裕子	委員
18番	小田切	葵	委員	19番	拠森	弘義	委員	21番	小田桐	武志	委員
22番	種澤	達也	委員	23番	嶋口	千速	委員	25番	小嶋	勇成	委員
26番	川村	陽彦	委員								

欠席委員 3名

17番	成田	毅	委員	20番	高橋	貴志	委員	24番	石岀	千鶴子	委員
-----	----	---	----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----

出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	相馬 隆範
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局主幹兼総務係長	石岡なおこ
事務局主幹兼農地調整係長	曾根奈美子	事務局主幹兼農地利用促進係長	三上 大輔
事務局総務係主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室主幹	野呂 貴宏		

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命

議 事

議案第 94 号 農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について

議案第 95 号 農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について

議案第 96 号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第 97 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

報告第 29 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告第 30 号 市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について

報告第 31 号 農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

事務局次長

会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいるようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和7年8月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、前田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

本日は、竹内龍雄推進委員に来ていただいております。皆さまよろしくお願ひします。それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、前田会長よろしくお願ひいたします。

議長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひします。欠席の通告があります。議席番号17番成田毅委員、20番高橋貴志委員、24番石岡千鶴子委員の3名で、3番佐藤修司委員は遅れてくるかもしれません。ただいまの出席者数は21名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。21番小田桐武志委員、22番種澤達也委員、23番嶋口千速委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第94号を議題といたします。議案第94号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

1ページをお開き願います。議案第94号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件14,654m²、畠9件32,147m²、合計12件46,801m²であります。また、使用収益権関係では、田1件3,750m²、畠3件9,219m²、合計4件12,969m²であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

（佐藤修司委員着席）

議長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る8月8日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、小田桐武志副委員長、小林政貴委員、木村芳文委員、それに私、兜森であります。まず、3条許可申請に係る、新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて、報告をいたします。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号95番について申し上げます。譲受人は現在、農業機械メーカーに勤務しておりますが、実家が農家であり、りんご栽培の一連の作業に携わった経験がありますが、5年前に主たる耕作者である父が他界したことから、今後は自身で農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は母と妹と共にりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であ

調査委員長	ると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (なし)
議 長	それでは、議案第 94 号について御審議願います。御質問等ございませんか。 (なし)
議 長	議案第 94 号については、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 94 号については、許可することに決定いたします。 次に、議案第 95 号を議題といたします。議案第 95 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	11 ページをお開き願います。議案第 95 号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第 5 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、畑 1 件 416 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。
議 長	事前調査会の報告をお願いします。
川村調査副委員長	はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があつたことを報告します。13 ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、所有権関係、受付番号 5 番は、農地区分が第 1 種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる、集落に接続して設置する住宅であることから、転用許可基準を満たすものであります。また、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積についても事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。
議 長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 (なし)
議 長	それでは、議案第 95 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。 (なし)
議 長	議案第 95 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議ないものと認め、議案第 95 号は許可相当の意見を付すことに決定いたしま

議長	す。 次に、議案第 96 号を議題といたします。議案第 96 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	15 ページをお開き願います。議案第 96 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 30,483 m ² 、畑 4 件 13,452 m ² 、合計 9 件 43,935 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上です。
議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐調査副委員長	17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 44 番から 20 ページ受付番号 52 番については、農地売買等事業の実施に関して、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画において、一括して権利設定を行うものであります。17 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 44 番について申し上げます。譲受人は、3 年程前から友人の農地でりんご栽培の一連の作業を手伝っておりましたが、今後は自身で栽培をしたいと思うようになり、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は、友人の指導のもと、子と一緒にりんごを栽培するとのことから、技術力等、特に問題はないとの判断しました。19 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 50 番から 20 ページ受付番号 52 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。内容につきましては、議案書に示したとおり、いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たしており、同計画の作成を要請すべきと考えられました。以上、報告いたします。
議長	それでは、議案第 96 号について御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 96 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 96 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。
	次に、議案第 97 号を議題といたします。議案第 97 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。
事務局次長	21 ページをお開き願います。議案第 97 号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が 2 件 4,775.48 m ² 、農用地区域内の用途変更が 1 件 269 m ² 、農用地区域内農地への編入が 2 件 9,674 m ² であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議長	事前調査会の報告をお願いします。
小田桐副調査委員長	<p>調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。23 ページをお開きください。弘前市農用地指定除外の整理番号 1 番および 2 番は、非農地であり、農地法の適用を受けない土地であるため、意見なしとします。24 ページをお開きください。弘前市用途変更の整理番号 1 番は、農用地区域内の農業用施設用地であり、「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。25 ページをお開きください。弘前市編入の整理番号 1 番および 2 番は、申出人が所有する農地で、編入の申し出があったものであり、現況からも農用地への編入は妥当と判断しました。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上です。</p>
議長	それでは、議案第 97 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	議案第 97 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。
	(異議なし)
議長	異議ないものと認め、議案第 97 号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。
	次に、報告第 29 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	27 ページをお開き願います。報告第 29 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 6 件 65,267 m ² 、畑 17 件 232,869 m ² 、合計 23 件 298,136 m ² であります。なお、届出理由につきましては、29 ページから 32 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 29 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)
議長	次に、報告第 30 号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。
事務局次長	33 ページをお開き願います。報告第 30 号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第 3 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知したので本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、4 条が田 1 件 37 m ² 、5 条が田 1 件 796 m ² であります。なお、届出理由につきましては、35 ページから 36 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。
議長	報告第 30 号について、御質問等ございませんか。
	(なし)

議長 次に、報告第31号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長 37ページをお開き願います。報告第31号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田5件11,391m²、畑1件3,215m²、合計6件14,606m²であります。なお、解約理由につきましては、39ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議長 報告第31号について、御質問等ございませんか。

(なし)

議長 これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15時24分]